

平成 24 年 1 月 21 日

川西市教育長 牛 尾 巧 様

川西市立学校校区審議会  
会長 米 川 英 樹



川西市立学校校区に関する意見について（答申）

平成 24 年 2 月 7 日付けで諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

## はじめに

川西市においては、道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮し校区が設定されている。一方で、15年ほど前から校区境界地域における小規模な開発に伴い、新たに住民となった保護者から、通学距離や生活圏等を理由に隣接校区への就学希望が増加してきた経緯がある。平成15年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記されたこともあり、川西市では校区を巡る問題の解決を目的に、平成17年度に「川西市立学校校区外就学希望制度(※)」を導入し、以後、一定の対応を行ってきたところである。

制度の導入により、一定の成果はあったと見込まれるもの、校区等に関する教育環境の変化や保護者ニーズの多様化などを背景に、校区変更の要望や「川西市立学校校区外就学希望制度」に対する改善の要望など、新たに解決すべき課題が顕在化している状況である。こういった現状や課題を踏まえ、諮問された事項について、以下のとおり答申するものである。

※校区外就学希望制度…小学校または中学校へ入学するときに、隣接する校区の学校へ、希望申請のうえ就学できる制度。校区外の学校へ入学希望できる人数（5%限度枠）や校区外から受け入れ出来る人数（受入枠）に制限がある。

### 1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

川西市において、小学校では昭和55年度の15,993人をピークに、平成24年度現在、8,805人まで児童数が減少している。また、中学校では昭和60年度の8,024人をピークに、平成24年度現在、4,335人まで生徒数が減少している。

さらに、各地域の年齢構成の変化により、学校間でその規模に大きな格差が出ている状況である。

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、様々な視点から校区のあり方について慎重に議論を進めてきた。

議論の結果、校区の決定にあたっては、次に掲げる三つの原則に基づくことが望ましいと考える。

一つ目の原則は「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」である。これは最も重要な原則で、学校間の規模の差によって、教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達に標準的な学校教育を保障することが必要である。

二番目として「通学上の安全と利便性の保持」である。子ども達が安心して学校教育を受けられるよう、通学距離や通学路の安全性に配慮する必要がある。

三番目は歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に配慮を要するべきである。

以上、三つの原則を状況に応じて総合的に勘案し、校区を設定すべきであると考える。

## 2. 川西市立小学校および中学校の校区に関すること

### (1) 多田中学校及び緑台中学校の校区変更について

平成24年5月1日現在、緑台中学校は10クラス（特別支援学級2クラスを含む）・279人、多田中学校は25クラス（特別支援学級2クラスを含む）・862人となっている。緑台中学校及び多田中学校在籍の生徒が居住している多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでいることもあり、今後の人口推計を勘案しても、両校において同様の格差が続く見込みであり、隣接する学校間で規模の格差により、教育の十全な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況にある（資料1参照）。

また、校区と地域の関係性への配慮の観点からも、緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、校区を一体として考えることに妥当性が認められた。以上の理由により緑台1丁目から5丁目を多田中学校区から緑台中学校区へ変更することが望ましいと判断する（資料2参照）。

なお、校区を変更する場合には、当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対し十分周知を図ることや、原則は緑台中学校への就学とするものの、兄弟姉妹の関係を考慮し、2年間は多田中学校への就学を認める経過措置を講じることが必要であると考える。また、変更の時期については、十分な周知期間が必要であるものの、教育上における平等性を速やかに確保するという観点から、平成26年度の新入学生からの変更を実施の目途として進められることを望むものである。

### (2) 校区変更の要望について

校区変更の要望については、学校と地域社会が、歴史的経緯も含めて密接な関係にあることを考慮し、ある程度の大きさをもった地域団体の総意として受けることが望ましい。

これらのことと踏まえ、現在、継続的に校区変更などの要望が出されている一部の地域については、三つの原則に基づき、現状では校区変更を行わないことが妥当である。

しかしながら、小学校時代の交友関係は、中学校生活において生徒が円滑に教育活動を行うために有意義であることを考慮すると、小学校入学時に「川西市立学校校区外就学希望制度」を利用し就学した場合には、就学した小学校の属する中学校区の中学校へ、受入枠にかかわらず入学できることが望ましい。ただし、中学校区が複数となる小学校に就学した場合は、所定の規定を検討する必要があると考える。

また、同制度上の兄弟姉妹優先の者についても、教育的な配慮から受入枠にかかわらず入学できることが望ましいと考える（資料3参照）。

資料 1

多田グリーンハイツの成り立ち

年	地域の出来事	人口推移
昭和40年	宅地開発スタート	
昭和42年	入居開始(緑台1～2丁目)	110人
昭和43年	第2期分譲(緑台9万坪) 第3期分譲(緑台12万坪)	545人
昭和44年	第4期分譲(向陽台13万坪)	1,596人
昭和45年	向陽台に入居開始(多田小 883名、多田中 328名)	3,013人
昭和46年	緑台小学校開校(児童数 533名)(多田小 671名、多田中 467名)	4,643人
昭和47年	水明台に入居開始	6,655人
昭和49年	陽明小学校開校(児童数 426名)(緑台小 1,151名) 松風幼稚園開園	10,898人
昭和54年	緑台中学校開校(生徒数 662名) (緑台小 1,060名、陽明小 1,228名、多田中 795名)	15,470人
昭和59年	緑台7丁目誕生、開発分譲ほぼ終了	16,346人
昭和63年	人口ピークに (緑台小 488名、陽明小 668名、多田中 1,091名、緑台中 661名)	16,880人
平成12年	高齢化率 21.4%	16,068人
平成19年	入居開始から40年、高齢化率 32.8% (緑台小 422名、陽明小 322名、多田中 762名、緑台中 261名)	15,544人
平成24年	高齢化率 37.5% (緑台小 387名、陽明小 305名、多田中 862名、緑台中 279名)	15,093人

参考資料：【緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会】【多田グリーンハイツ自治会】発行の「多田グリーンハイツの歴史」他

資料 2

【変更前及び変更後の校区】

	学校名	校区
変 更 前	多田中学校	新田、矢間1~3丁目、矢間東町、西多田(明峰小学校区除く)、西多田1丁目(1・2番除く)・2丁目、多田院(清和台南小学校区除く)、新田1~3丁目、多田院1・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目・2丁目(5番除く)
	多田東小学校区	東多田、平野、鼓が滝1~3丁目、東多田1~3丁目、多田桜木1・2丁目、平野1~3丁目
	緑台小学校区	<u>緑台1~5丁目</u>
緑台中学校	緑台小学校区	緑台7丁目、向陽台1・2丁目
	陽明小学校区	緑台6丁目、向陽台3丁目、水明台1~4丁目、清流台
	学校名	校区
変 更 後	多田中学校	新田、矢間1~3丁目、矢間東町、西多田(明峰小学校区除く)、西多田1丁目(1・2番除く)・2丁目、多田院(清和台南小学校区除く)、新田1~3丁目、多田院1・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目・2丁目(5番除く)
	多田東小学校区	東多田、平野、鼓が滝1~3丁目、東多田1~3丁目、多田桜木1・2丁目、平野1~3丁目
	緑台中学校	<u>緑台1~5丁目・7丁目</u> 、向陽台1・2丁目
	陽明小学校区	緑台6丁目、向陽台3丁目、水明台1~4丁目、清流台

※下線部分が変更箇所

## 資料 3

### ○校区外就学における小中学校区連動について

住所地による校区：「a 小学校区」 = 「A 中学校区」

隣接する校区：「b 小学校区」 = 「B 中学校区」の時；

小学校入学時に校区外就学希望制度を利用し「b 小学校」へ入学した場合。

#### 【変更前】

小学校での校区外申請の有無は関係なく「b 小学校」から「A 中学校」に入学する。

「B 中学校」に入学を希望する場合は、校区外就学希望制度を利用する。

#### 【変更後】

小学校での校区外申請に伴い、「b 小学校」から「B 中学校」に入学する。

住所地による本来の校区である「A 中学校」に入学を希望する場合は、校区外就学希望制度を利用する。

### ○兄弟姉妹優先について

校区外就学を希望申請した学校に、兄または姉が同制度で既に就学し、在籍している（入学時に卒業していない）場合。

#### 【変更前】

「5 % 限度枠」は優先により抽選から除外されるが、「受入枠」は抽選の対象となる。

#### 【変更後】

「5 % 限度枠」、「受入枠」ともに優先とし、抽選から除外する。